



## 日曜・祝日の当番医

- 2/7 江差町・佐々木病院  
☎0139-52-1070
- 2/11 道立江差病院  
☎0139-52-0036
- 2/14 道立江差病院  
☎0139-52-0036
- 2/21 厚沢部町・国保病院(日中)  
☎0139-64-3036  
江差町・佐々木病院(夜間)  
☎0139-52-1070
- 2/23 乙部町・国保病院(日中)  
☎0139-62-2331  
上ノ国診療所(夜間)  
☎0139-55-2017
- 2/28 上ノ国診療所  
☎0139-55-2017

病院の都合により変更となることがありますので、新聞や消防などで確認してください。

## よろこび・かなしみ

(1月19日届出分まで) ※敬称略

### おくやみもうしあげます

豊田	小松 弘	87歳	12/24
新村	長谷川フミ子	74歳	12/28
中央区	新谷 秀徳	56歳	12/22
上ノ国	笹田 昇	84歳	12/24
上ノ国	谷口 正夫	71歳	1/4
上ノ国	竹内里美子	80歳	1/5
木ノ子	佐藤 剛	47歳	1/10
石崎	小玉 誠	66歳	12/25
石崎	佐藤フキエ	88歳	12/25
石崎	大谷トミエ	95歳	1/20
小砂子	斉藤 政勝	88歳	12/25

※掲載の了解をいただいた方のみご紹介しています。

※地名表記については、所属の町内会を掲載しています。

※氏名については正字に置き換えて掲載しています。

## まちの人口と世帯数 (令和2年12月末現在)

	人口	前月比
人口	4,615人	-10
男	2,138人	-5
女	2,477人	-5
世帯数	2,453世帯	+3

## 上ノ国町民憲章(昭和47年8月14日制定)

わたくしたちは、北海道夜明けの地に生きる上ノ国町民であることに誇りを持ち、祖先の偉業を受けつぎ、恵まれた大自然を愛し、町民一人ひとりが自覚と責任をもって、調和のある明るい町づくりにつとめます。



経歴  
 ・上ノ国町議会議員(昭和62年～平成31年)  
 ・上ノ国町議会議長(平成9年～平成15年)  
 ・上ノ国町体育協会会長(昭和45年～現在)

三浦さんは、昭和62年から8期、約32年間、上ノ国町議会議員として農業の発展や住民の生活向上のため積極的な取り組みを行ったこと、また、上ノ国町体育協会会長として町内のスポーツ団体の育成等を行い、町のスポーツ振興に大きな影響を与えたことが評価され、この度旭日双光章を受章しました。

三浦 安則 氏(字湯ノ岱)が  
旭日双光章を受章

## 上ノ国町ふるさと寄附管理委託事業 受託事業者の募集について

上ノ国町では、本町を応援していただける寄附者を増やすとともに、返礼品を通じて町の特産品等の情報発信に取り組んでおります。

これを更に強化するため、民間事業者の持つノウハウを活用することで、新たな返礼品等の提案・開発・返礼品取扱事業者の募集や、様々な情報発信等のプロモーションを一体的に行い、本町の魅力を効率的かつ持続的に発信することで、交流人口、関係人口の増加、地場産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として、本委託業務の受託事業者を募集します。

■委託名： 上ノ国町ふるさと寄附管理委託業務

■委託期間： 令和3年4月1日 から  
令和6年3月31日 まで

■委託料： 寄附金額の3.5%以内

■参加資格要件

- ・仕様書に記載された業務内容を履行可能な法人格を有し、町内に住所を有する事業者であること
- ・入札資格者名簿に登録されている事業者であること
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと
- ・本業務委託の趣旨及び本町の現状を十分に認識した上で、本町と目的を共有し業務委託を的確に遂行できること
- ・国税及び地方税を延滞していないこと

■募集要項、仕様書の公表日及び場所

公表日： 令和3年2月8日

場所： 上ノ国町役場 総務課

■質問の受付等

受付期間： 公表日から令和3年2月12日(金)まで

提出先： 総務課企画統計グループ

提出書類： 質問書(任意様式)

質問方法： 電子メール(seisaku@town.kaminokuni.lg.jp)

※ 送信後は受領確認のため必ず電話にてご連絡ください。また、期限後の質問は一切受け付けません。

■見積書の提出について

提出期限： 令和3年2月26日(金) 17時15分まで

受付時間： 土・日・祝日を除く平日の8時30分～17時15分)

提出先： 総務課 企画統計グループ

提出方法： 上記の提出先に持参の上、提出してください

提出書類： 見積書(任意様式)

※ 事業者の住所、代表者氏名、提出年月日、業務委託名を記載の上、委託料を寄附金額の○%と表示し、封筒に入れて提出してください。

また、仕様書の業務委託内容について、任意様式の具体的な積算根拠を別紙として添付してください。

詳しくは 総務課 企画統計グループ までお問い合わせください



## 上ノ国町民憲章(昭和47年8月14日制定)

わたくしたちは、北海道夜明けの地に生きる上ノ国町民であることに誇りを持ち、祖先の偉業を受けつぎ、恵まれた大自然を愛し、町民一人ひとりが自覚と責任をもって、調和のある明るい町づくりにつとめます。

1. 健康で明るく、しごとにはげみ、住みよい町をつくりましょう。
2. 生産のくふうにつとめ、力を合わせ、豊かな町をつくりましょう。
3. きまりを守り、環境をととのえ、美しい町をつくりましょう。
4. 自然を愛し、文化を育て、希望にみちた町をつくりましょう。
5. 老人をうやまい、子供の夢をのぼし、楽しい町をつくりましょう。